

栗東市市民参画等推進委員会委員名簿

任期 令和7年7月22日～令和9年3月31日
(敬称略)

No.	役 職	氏 名	団体名・役職等	区 分	
1	委員長	新川 達郎	同志社大学名誉教授	学識経験者	
2		近藤 純一	市民	公募による市民	
3		寺井 利彦	栗東市社会福祉協議会 ボランティア市民活動センター所長	市民公益活動団体代表者	
4		新川 智恵美	要約筆記サンサン 代表	〃	
5		宮川 眞由美	くりちゃん絵手紙 代表	〃	
6		幡 郁枝	認定特定非営利活動法人 しがNPOセンター	〃	
7		青木 作衛	栗東市自治連合会副会長	地域コミュニティ 団体代表者	新規
8		西川 実佐子	まちづくりネット東近江 代表理事	学識経験者	
9		平岡 俊一	滋賀県立大学環境科学部 教授	〃	

協働事業提案審査会名簿
および
栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金
(元気創造まちづくり事業・未来へつなぐ市民活動応援事業)
運営委員・審査委員

任期 令和7年7月22日～令和9年3月31日

(敬称略)

No.	役 職	氏 名	団体名・役職等	区 分	
1	委員長	平岡 俊一	滋賀県立大学環境科学部 教授	学識経験者	
2	委員長代理	西川 実佐子	まちづくりネット東近江 代表理事	〃	
3		幡 郁 枝	認定特定非営利活動法人しがNPOセンター	市民公益活動団体代表	
4		寺井 利彦	栗東市社会福祉協議会 栗東市ボランティア市民活動センター所長	栗東市ボランティア市民活動 センター担当職員	
5		青木 作衛	栗東市自治連合会副会長	市民の代表者	新規
6		近藤 純一	市民	〃	

栗東市市民参画等推進委員会抜粋

<栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例>

(栗東市市民参画等推進委員会の設置)

第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置きます。

2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項

5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べるができます。

＜栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例施行規則＞

(推進委員会の組織及び運営)

第6条 条例第15条に規定する栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）

に委員長及び副委員長を置きます。

- 2 推進委員会の委員長（以下「委員長」といいます。）は、委員の互選により定めます。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表します。
- 4 推進委員会の副委員長は、委員長が指名する者をもってあて、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理します。
- 5 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。
- 6 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできません。
- 7 推進委員会の会議は、公開します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。
 - (1) 法令等の規定により公開できないとされている場合
 - (2) 審議等の内容に個人情報その他非公開にすべき情報が含まれている場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障を生ずると認められる場合
- 8 推進委員会の庶務は、市民部自治振興課において処理します。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定めます。